

じゅうみんとうろく 住民登録について

● 山口市に住む人は、はじめに「住民異動届」を市に提出しましょう

- ・日本に3ヶ月以上滞在する外国人（短期滞在は除く）は、日本人と同じく住民登録をします。
- ・住居地を定めてから14日以内に山口市役所の市民課または各総合支所で「住民異動届」の手続きをします。
- ・他の市から引っ越してきた場合も14日以内に前住所の役所が発行した「転出証明書」と共に「住民異動届」を提出してください。

● 「住民異動届」手続きに必要なもの

- ・在留カード（上陸時に空港で交付された場合）
 - ・旅券
 - ・世帯主との家族関係を立証する書類（和訳を添付すること）
- ※家族を同行して転入する場合 又は 既存の世帯に入られる場合

● 山口市から引っ越す時には「転出の届け出」をしましょう

- ・転出の際には日本人と同様に「転出手続き」が必要となり、引越し先の市区町村に転入時には山口市が発行した「転出証明書」が必要となります。
- ・国外へ転出する場合は再入国許可を得ている場合であっても、原則として転出の届出が必要です。届出をしない場合、国民健康保険や年金の納税義務が継続して発生します。

● その他

- ・「在留カード」をなくしたり、盗まれたりしたときはすぐに警察（山口警察署 TEL924-0110 または最寄りの交番や派出所）に届け、紛失した日から14日以内に入国管理局で再交付の手続きを行ってください。

■ 「住民登録」についての問い合わせ

- ・山口市役所市民課記録担当 TEL934-2771